

令和4・5年度 競争入札参加資格審査の主な改正内容

入札参加資格申請

主観点項目の改定

次世代育成支援環境の整備状況（従前）



ワークライフバランス関連の認定等の状況（改定後）

- 「次世代育成支援環境の状況」を「ワークライフバランス関連の認定等の状況」に改め、認定等の状況に応じて加点する。
 - ① 令和3年12月1日現在、次のいずれかの認定または表彰実績がある建設企業等に対し、加点する。
 - ア) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）
 - イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）
 - ウ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）
 - エ) おおいた働き方改革推進優良企業表彰
 - オ) おおいた女性活躍推進事業者表彰
 - ② 審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し、受理されている建設企業等に対し、加点する。（ただし、①で加点対象となる場合は除く）

【評価点数】

- ① ア) からオ) のうち
 - 2つ以上の認定等を受けている場合 30点
 - 1つの認定等を受けている場合 15点
- ② 1企業につき5点（ただし、①で加点対象となる場合は除く）